【 介護保険サービスについて 】

問健康保険課 長寿支援係　☎52-5809

■介護保険負担割合証の更新

現在お使いの介護保険負担割合証の有効期限は令和７年７月31日です。８月以降に使用する介護保険負担割合証を７月中に送付しますので、介護サービスを利用する際は、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

■介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険施設などを利用する際、市町村民税が非課税世帯など一定の要件に該当する場合は、申請により食費や居住費の負担軽減を受けることができます。詳しい要件などについては、長寿支援係にお問い合わせください。現在、負担限度額認定を受けている人（有効期限は令和７年７月31日）には、更新案内を送付します。引き続き負担限度額認定が必要な場合は、更新の手続きを行ってください。

【 国民健康保険税について 】

問健康保険課 賦課徴収係　☎52-5809

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療給付費分・後期高齢者医療支援分・介護納付金分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

■令和７年度　税率および計算方法

内訳	計算方法	税率など＜（　）内は改正前＞		
		医療給付費分	後期高齢者医療支援分	介護納付金分【40～64歳】
所得割額	（令和6年中の所得金額－基礎控除43万円）×税率	6.4%	2.5%	2.1%
均等割額	被保険者１人あたり	23,000円	8,000円	10,000円
平等割額	１世帯あたり	18,000円	7,000円	5,000円
保険税年額	所得割額＋均等割額＋平等割額（ただし、賦課限度額まで）	賦課限度額 66万円（65万円）	賦課限度額 26万円（24万円）	賦課限度額 17万円

※賦課限度額は、地方税法施行令の改正により引き上げとなります。

■国民健康保険税には以下の軽減や減免があります

◇申請が必要なもの

・旧被扶養者の国民健康保険税減免（被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合）
・倒産や解雇などによる非自発的失業者の軽減
・産前産後期間における国民健康保険税軽減

◇申請が不要なもの

・所得状況に応じた均等割額・平等割額の軽減
・後期高齢者医療保険への移行に伴う軽減
・子ども（未就学児）の均等割軽減

【 介護保険料について 】

問健康保険課 賦課徴収係　☎52-5809

65歳以上の人の介護保険料の額は、介護保険給付の見込み額から算出した基準額をもとに、その人の前年の所得内容や世帯の課税状況に応じて決まります。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◇令和７年度　介護保険料

課税状況		対象者	保険料額（年額）
本人	世帯		
非課税	全員が非課税	生活保護、老齢福祉年金受給者	1段階　16,800円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80.9万円以下	
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80.9万円を超え120万円以下	2段階　28,600円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が120万円を超える	3段階　40,400円
	課税者あり	前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80.9万円以下	4段階　53,100円
		前年の年金収入額と合計所得金額の合計から年金雑所得を引いた金額が80.9万円を超える	5段階　59,000円（基準額）
課税		前年の合計所得金額が120万円未満	6段階　70,800円
		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	7段階　76,700円
		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	8段階　88,500円
		合計所得金額が320万円以上420万円未満	9段階　100,300円
		合計所得金額が420万円以上520万円未満	10段階　112,100円
		合計所得金額が520万円以上620万円未満	11段階　123,900円
		合計所得金額が620万円以上720万円未満	12段階　135,700円
		合計所得金額が720万円以上	13段階　141,600円

【 後期高齢者医療保険料について 】

問健康保険課 賦課徴収係　☎52-5809

令和７年度の所得割率および均等割額は以下のとおりです。前年から変更はありません。

所得割率	均等割額	賦課限度額
11.52%	57,012 円	80 万円

■均等割額の軽減制度

法改正により均等割額の軽減要件が変更となりました。世帯主および被保険者の前年の所得金額が次の要件に該当した場合、均等割額の軽減が適用されます。申請は不要です。

軽減内容	軽減要件（令和６年度）	軽減要件（令和７年度）
均等割額：７割軽減	所得金額が 43 万円以下	変更なし
均等割額：５割軽減	所得金額が「43 万円＋（29.5 万円×被保険者数）+10 万円×（年金・給与所得者数－１）」以下	所得金額が「43 万円＋（30.5 万円×被保険者数）+10 万円×（年金・給与所得者数－１）」以下
均等割額：２割軽減	所得金額が「43 万円＋（54.5 万円×被保険者数）+10 万円×（年金・給与所得者数－１）」以下	所得金額が「43 万円＋（56 万円×被保険者数）+10 万円×（年金・給与所得者数－１）」以下

■被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合

後期高齢者医療制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった人は、保険料の負担を減らすため、所得割額の負担はなく、均等割額は５割軽減されます。申請は不要です。

なお、均等割額の軽減は、資格取得後２年を経過する月までの間に限ります。

【 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付について 】

問健康保険課 賦課徴収係　☎52-5809

７月中旬に今年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税（納付）通知書を納税（納付）義務者に送付します。保険税や保険料の支払い方法は次のとおりです。

◇納付書または口座振替でお支払いの場合

年額を８回（７月～翌年２月まで毎月）に分けて納付書または口座振替で納付

◇年金から天引きでお支払いの場合

年金の支給額から事前に差し引き納付

◇条件により納付書または口座振替と年金から天引きの併用となる場合

（例１）納付書または口座振替により７月・８月・９月分を納付し、残りの額を10月・12月・翌年２月に年金からの天引きで納付

（例２）年金から天引きにより４月・６月・８月分を納付し、残りの額を６回（９月～翌年２月まで毎月）に分けて納付書または口座振替で納付

※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、保険税（料）の滞納がないなど一定の条件に該当する場合、申請により年金天引きから口座振替に変更することができます。申請は健康保険課賦課徴収係で受付けます。介護保険料は変更できません。

なお、口座振替で支払った保険料は、口座名義人が確定申告や年末調整を行う場合に控除対象となります。

※災害など特別な事情により保険税（料）を納めることが困難な場合は、徴収の猶予または減免が適用されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係にお問い合わせください。

無料 後期高齢者医療制度の「お口の健康診断」

＜　問合せ先　＞
健康保険課 保険年金係　☎52-5809
山口県後期高齢者医療広域連合 業務課
保健事業推進係　☎083-921-7112

実施期間
6月1日（日）～令和8年1月31日（土）

あなたのお口（口腔機能）は健康ですか？おいしく、楽しく食事をするなどの健康な生活を送るために、お口の健康診断を受診して、お口の状態をチェックしましょう！

◇健診項目
口腔状態（虫歯や歯周病の有無など）、噛む力、舌の動き、のみこむ力の確認など

◇対象者
①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得した人
②前年度において障害認定などにより新たに被保険者資格を取得した人
③受診を希望する人（今年度の新規資格取得者を除く）

◇実施場所
田布施町内の実施歯科医療機関については、受診券に一覧を同封しています。
田布施町外の実施医療機関についてはお問い合わせください。

◇持参品
・お口の健康診断受診券（桜色）
※①②の人には、郵送にて送付しています。
※③の人は、書面または電話による交付申請が必要です。
・同封の質問票
・後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、資格確認書などいずれか1点

国民年金保険料の免除申請を7月1日から受付けます

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

令和7年度（令和7年7月分～令和8年6月分）の免除や猶予を希望する人は、健康保険課（1階⑥窓口）または徳山年金事務所で7月1日から申請ができます。ただし、令和7年6月まで全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望した人は改めて申請をする必要はありません。

なお、保険料の納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

また、申請月から2年1か月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は、随時受付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、早めに手続きをしてください。

詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先
・日本年金機構
徳山年金事務所
☎0834-31-2152
・健康保険課保険年金係
☎52-5809

▲日本年金機構
徳山年金事務所
ホームページ